

中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱(平成21年3月31日付20主税税第441号)の改正点について

令和2年4月1日

- 適用期間を5年延長しました。

(法人)

平成22年3月31日から令和8年3月30日[改正前:平成33年3月30日]までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用

(個人)

平成22年1月1日から令和7年12月31日[改正前:平成32年12月31日]までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用

平成27年4月1日

- 適用期間を5年延長しました。

(法人)

平成22年3月31日から平成33年3月30日[改正前:平成28年3月30日]までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用

(個人)

平成22年1月1日から平成32年12月31日[改正前:平成27年12月31日]までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用

- 環境確保条例における事業所の位置づけが変更されたことに伴い、減免の対象となる事業所の範囲を従前と同様となるよう規定を改正しました。

- 本減免措置と都の助成事業の重複適用について、都の助成事業を個別に指定し、適用を除外していましたが、都の助成一般を除外する規定としました。

平成26年5月30日

- 適用期間を1年延長しました。

(法人)

平成22年3月31日から平成28年3月30日[改正前:平成27年3月30日]までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用

(個人)

平成22年1月1日から平成27年12月31日[改正前:平成26年12月31日]までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用

平成22年5月31日

○平成22年4月1日付で施行された「東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」に係る助成を受けた設備を減免の対象設備から除外しました。